

## 茨木市空家活用事業補助要綱

### (目的)

第1 この要綱は、市民等が自主的かつ自発的に行う空家や空室、空き店舗（以下「空家等」という。）の活用事業に対し、市が補助金を交付することにより空家活用のモデル事例を創出し、もって地域の課題解決や魅力向上を図ることを目的とする。

### (補助対象事業)

第2 補助の対象となる事業は、地域貢献につながる空家活用モデルを示すことを目的に茨木市空家活用提案事業に応募し、採択された事業（第5第1項において「補助対象事業」という。）とする。

2 市長は、茨木市空家活用提案事業の募集にあたっては、実施期間及び実施内容に関する条件、審査の方法及びその基準その他必要な事項を定めた要領を作成し、あらかじめ公表するものとする。

### (補助対象者)

第3 補助の対象となるものは、次の各号のいずれにも該当する団体又は個人とする。

- (1) 5年以上継続して事業を実施する意思があること。
- (2) 事業実施に必要な体制及び能力を有していること。
- (3) 政治、宗教活動を行わないこと。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び暴力団と密接な関係にある者でないこと。

### (補助の対象となる空家等)

第4 補助の対象となる空家等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市の区域内に存し、現に居住その他の使用がなされていないものであること。
- (2) 一戸建ての住宅、長屋住宅、共同住宅及び寄宿舍（住宅以外の用途を兼ねるものを含む。）並びに店舗に該当するものであること。
- (3) 原則として、建築基準法第6条第1項の確認を受けて建築されたものであること。
- (4) 国又は地方公共団体が所有又は管理するものでないこと。
- (5) 本補助金の交付の対象となる空家等の改修工事及び事業開始に向けた準備（以下「補助対象工事等」という。）に、既に着手していないこと。
- (6) 補助対象工事等について、国又は地方公共団体からの補助金等の交付を受けて

いないこと。

(補助対象経費)

第5 補助の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち、空家等の改修に係る工事費及び事業開始に向けた準備費とする。

(補助金額)

第6 補助額は、補助対象経費の合計額（茨木市空家活用提案事業の採択における交付予定額を上回る場合は、当該交付予定額）とする。ただし、別表左欄に掲げる補助対象経費の区分に応じ、同表右欄に定める額を上限とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第7 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市空家活用事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象工事等に要する経費が分かる見積書
- (2) 工事施工予定箇所の現況平面図及び計画平面図
- (3) 工事施工予定箇所の写真
- (4) 建物所有者が分かる書類
- (5) 賃借人の場合には貸主の同意書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8 市長は、第7の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市空家活用事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(変更又は中止の申請)

第9 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更し、又は当該事業を中止しようとするときは、第7に準じて茨木市空家活用事業補助金交付変更・中止承認申請書（様式第3号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更又は中止承認申請があった場合、市長は第8に準じて決定の内容を変更し、茨木市空家活用事業補助金変更・中止承認通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

(実績報告)

第10 補助金の交付の決定を受けたものは、補助対象工事等完了後、茨木市空家活用事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事等に要した経費の支払を証する書面
- (2) 工事完了後の建物の平面図
- (3) 工事施工完了箇所の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類  
(補助金額の確定等)

第11 市長は、第10の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市空家活用事業補助金確定通知書（様式第6号）により報告書を提出したものに通知する。

(補助金の交付請求)

第12 第11の補助金確定通知書を受けたものは、茨木市空家活用事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第13 市長は、第12の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

(立入検査)

第14 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第15 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第16 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第17 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込

みがないとき。

(4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(5) 補助対象工事等完了後、5年以内に補助対象事業の実施内容が大幅に変更されたとき。

(6) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第18 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、令和元年7月23日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

別表

補助対象経費	上限額
空家等の改修に係る工事費（下欄に定める耐震診断及び耐震改修工事に要する経費を除く。）及び事業開始に向けた準備費	2,000,000 円
耐震診断及び耐震改修工事に要する経費（地震に対して安全な構造でないと判断された空家等に対して、地震に対して安全な構造となるよう改修するための工事又は茨木市木造住宅耐震改修等補助要綱（平成23年4月1日実施）第2第7号に掲げる耐震改修工事と同等の工事に限る。）	500,000 円

様式第1号（第7関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

住 所

氏 名

（団体名及び代表者名）

（自署の場合は押印不要）

㊟

### 茨木市空家活用事業補助金交付申請書

茨木市空家活用事業補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象事業

2 交付申請額 円

3 添付書類

- (1) 補助対象工事等に要する経費が分かる見積書
- (2) 工事施工予定箇所の現況平面図及び計画平面図
- (3) 工事施工予定箇所の写真
- (4) 建物所有者が分かる書類
- (5) 賃借人の場合には貸主の同意書
- (6)

様式第2号（第8関係）

茨木市指令 第 号

住 所  
氏 名  
（団体名及び代表者名）  
様

茨木市空家活用事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市空家活用事業補助金は、次の条件を  
付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第3号（第9関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

住 所

氏 名

㊟

（団体名及び代表者名）

（自署の場合は押印不要）

茨木市空家活用事業補助金交付変更・中止承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市空家活用事業補助金について、次のとおり変更・中止したいので申請します。

- 1 補助対象事業
- 2 変更・中止内容
- 3 変更・中止理由
- 4 交付決定額 円
- 5 変更後交付申請額 円
- 6 差引増減額 円

様式第4号（第9関係）

茨木市指令 第 号

住 所  
氏 名  
（団体名及び代表者名）  
様

茨木市空家活用事業補助金変更・中止承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市空家活用事業補助金は、次の条件を付けて変更・中止承認します。

条 件

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 交付決定額   | 円 |
| 2 | 交付増減額   | 円 |
| 3 | 変更交付決定額 | 円 |

年 月 日

茨 木 市 長





様式第5号（第10関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

住 所

氏 名

⑩

（団体名及び代表者名）

（自署の場合は押印不要）

### 茨木市空家活用事業補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助金精算額 円
- 4 補助事業の成果
- 5 添付書類
  - (1) 補助対象工事等に要した経費の支払を証する書面
  - (2) 工事完了後の建物の平面図
  - (3) 工事施工完了箇所の写真
  - (4)

様式第6号（第11関係）

茨木市指令 第 号

住 所  
氏 名 様  
(団体名及び代表者名)

茨木市空家活用事業補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市空家活用事業補助金実績報告書を審査の結果、茨木市空家活用事業補助金を次のとおり確定します。

- |   |          |   |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金確定額   | 円 |

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第7号（第12関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

住 所

氏 名

㊞

（団体名及び代表者名）

（個人にあつては自署の場合は押印不要）

茨木市空家活用事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあつた茨木市  
空家活用事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金額 円

3 支払金口座振替依頼書

金融機関名	銀行・農協・信金・信組 その他（ ）							銀行コード	
支店名	支店・支所							支店コード	
預金種別	普通・当座	←どちらかに ○をしてくだ さい	口座番号						(7桁・右詰)
振込口座 名義	フリガナ								